

障害学生支援*

村上 清* (執筆担当:序章・第2章・第4章・終章)
中野伸彦** (執筆担当:第1章・資料)
山城順*** (執筆担当:第3章)
開浩一**** (執筆担当:第5章)

Support for Students with Disabilities

Kiyoshi Murakami*
Nobuhiko Nakano**
Junn Yamashiro***
Koichi Hiraki****

【要旨】

現在、本学では車イスの学生が在学し、学友の支援のもと勉学に励んでいる。

彼の場合に限らず本学の前身である長崎ウエスレヤン短大時代から、障害のある者が入学し卒業していったケースはあるし、今後、入学を希望してくれる人も増えてくると考えられる。

では、本学では障害学生の支援体制が十分整っているかというと、必ずしもイエスとはいひ難い。

そこで、本論文では、短大時代の取り組みや他大学等の取り組みについての調査報告から、今後の本学での障害学生支援のあり方について検討するものである。

また、実際に短大時代に学んだ3名の方に協力してもらい、体験談として掲載させていただいた。

障害学生が他の学生同様に充実した学生生活を送れるシステムづくりの一翼でも担うことができれば幸いである。

【キーワード】

- ①大学建学の精神
- ②インクルージョン
- ③バリアフリー
- ④ADA法
- ⑤DSP

序章 大学における障害学生支援とは

我が国では、毎年500名程の「障害のある人」(以下、障害者と略)が大学に入学している(全国障害学生支援センター調査より)。

入学後の大学生活を継続させるためには、障害者の多くの方が何らかの支援を必要としている。

その支援が不十分のために、入学後の困難さから退学をよぎなくされる人や大学受験そのものを諦めてしまう人も少なからず存在している。

日本国憲法第26条では、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と国民の教育権を保障している。学びたい意欲と大学に入学する力がある人が、障害があることが原因で大学教育を受けられない事態があることは、教育権を否定するものである。

では、障害者が大学で学ぶためにはどのようなサポートが必要になってくるのか、本論文ではこの点について、本学(長崎ウエスレヤン大)でのこれからサポートのあり方を検討するものである。

そこでまず、大学における障害学生支援の基本的考え方について考えてみることにする。

第1節 インクルージョンの思想と障害学生支援

1981年の国際障害者年の国連決議で示された「一部の構成員を締め出す社会は弱くてもろい社会である」とは、大学においても同様である。

この考えを発展させたのが、「個々の違いや困難さにかかわらず全ての子どもを包み込むことができるよう、その教育システムを改善することを優先すること。」と宣言した、1994年スペインのサマランカでユネスコによる「スペシャルニーズ教育に関する世界会議」でのインクルージョン(inclusion)の思想である。

インクルージョンの思想とは「本来的に、すべての子どもは特別な教育的ニーズを有するのであるから、さまざまな状態の子どもたちが学習集団に存在していることを前提としながら、学習計画

* Received December 19, 2003

、*、**** 長崎ウエスレヤン大学 現代学部 福祉コミュニケーション学科、Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1057 Eida, Isahaya, Nagasaki 854-0081, Japan

や教育体制を最初から組み立て直そう。といった論理構造を有しています。文字どおり、すべての子どもを包み込んでいこうという理念です。」^{注1)}とあるように、社会に障害者が存在していることを前提として取り組みをすべきであるという考え方である。

筆者なりの言い方でいうと、地域にはいろんな人がいる。例えば、老人や子ども身体障害者や妊婦など、これらの人々が存在することを前提にして、最初から対策を考えていくということで、大学においては、障害者が入学するからその対策を考えようではなく、障害者が在学している、していないに関係なく対策を講じていくことが大事であるという考え方である。

すなわち、視覚障害者が受験するから点字受験を設けるという考え方ではなく、受験生の中に点字受験を必要とする人も存在する可能性があるという視点で、点字受験を設けるというものである。

従来の共生社会の障害のある人との人がともに生きる社会という考えが、障害のある人との人に分けた考えが前提になっているのに対し、そうではなくあらゆる人が存在することが当たり前の社会であり、それを前提とした考えにそった対策を行うことである。

インクルージョンの思想は、そういう意味では、従来のバリアフリーからユニバーサルデザインの考えになってきているのと同様に、ノーマライゼーションの発展した考えといえる。

大学における障害学生支援のサポートは、このインクルージョンの思想を基本に取り組むことが重要であると考える。

第2節 日本における障害学生支援

日本における障害学生支援の取り組みとしては、1999年に設立された「全国障害学生支援センター」がある。

この学生支援センターは、毎年全ての大学に障害学生の受け入れ状況を調査して「大学案内障害者版」として発行している。

その2002年版によると、アンケート回収率は48.09%（328大学）で障害者の受験可は、下記の表1のようになっている。

【表1】受験可否大学数（外国籍は母数263）

	受験可	不可	未定
視覚障害	175	23	130
聴覚障害	189	20	119

肢体障害	201	8	119
知的障害	61	55	212
学習障害	61	51	216
内部障害	146	10	172
外国籍障害	118	9	136

（出所：大学案内2002障害者版より／内：外国籍障害者も含む全ての障害者が受験可の大学は39校。残念ながら、何故か本学はこのアンケート回答を提出していない）

障害学生支援に取り組む大学が毎年着実に増えてはきているが、まだまだ全大学までには至っていない現状がある。

一方、専門機関や大学関係者による支援団体としては、2001年2月にNPO法人「日本障害者高等教育支援センター」が設立された。

この団体の主な活動内容は、以下の4点である。

1. 関係者や支援者の研究会や交流会の開催により、情報やノウハウの共有
2. 支援を実際に高等教育機関で展開するためのサポート
3. 支援を担う人材の育成、ボランティアの養成
4. テキストや会報発行による宣伝普及

特に、毎年行われている、障害者高等教育支援交流【交流・研究・研修】会は、全国の大学の取り組み等が交流できる貴重な場になっている。

また、平成13年には「国立大学における身体に障害を有する者への支援等に関する実態調査報告書」（国立協調査）があり、大学に障害学生支援委員会や障害学生支援センターを設置するように提言している。一方、私立大学においても、障害学生支援委員会や支援センターなどを学内に設置して積極的に取り組んでいる大学もある。（そのことは、後章で報告する）

いずれにしても、国民に開かれた大学である限り、障害学生の支援対策を充実させていくことは、あたりまえの時代になってきている。

さらに支援のあり方として、大学構内だけの支援でこと済むのではなく、寮やアパートなどの居住面での支援、実習先での支援、就職支援など幅広い支援を想定して取り組む必要がある。

そういう意味では、就学支援と生活支援との一体的取り組みが重要であり、地域での関係機関や団体とのネットワークづくりも大切になってくる。

第3節 本論文の構成について

本学においても、その前身である短大時代から

障害学生が在学していた実績があるが、その支援は一部の善意の方々に支えられてきた感がある。

今後、本学が社会に開かれ地域とともに歩む大学をめざすうえで、障害学生支援は重要な課題といえる。

本論文では、本学における障害学生支援のあり方を考察するために次のような論文構成となっている。

第1章は、本学の前身である長崎ウエスレヤン短大時代における障害学生支援の取り組みについて、その中心であった中野伸彦が報告する。

第2章は、事例報告として第1章を受ける形で本学で11月に行われた障害学生シンポジウムにシンポジストとして参加した3名の方、いずれも短大時代に学んだ障害学生の方々の報告を中心に村上清がまとめる。

第3章は、本学の建学の精神であり教育の基本であるキリスト教の精神を踏まえて、同じキリスト教を基本に置いている関西学院大学・南山大学の調査事例報告から、建学の精神と障害学生支援の考え方について山城順が報告する。

第4章は、同じ福祉系大学の中で最も障害学生支援が進んでいる日本福祉大の取り組み事例について、調査報告を村上清が行う。

第5章は、第2章にシンポジウムでシンポジストも務めた開浩一が留学先のアメリカでの障害学生支援の事例を報告する。

終章では、以上の各章をまとめる形で、本学における障害学生支援の今後の取り組みについて、中間的提言を行う。

何故に中間的かというと、障害学生支援研究は今後も継続して行うものであり、また研究に止まらず実践も含めて発表していく予定であるからである。また、資料として、短大時代に中野伸彦等がまとめた、「障害を持つ学生に対する修学環境の整備と支援措置について」バリアフリー委員会答申の抜粋を掲載した。

引用文献

^{注1)} : 八巻正治 ノーマライゼーション 障害者の福祉 通巻184号 p29 1996.11 日本障害者リハビリテーション協会

参考文献

- 福岡教育大学FD研究会『障害のある学生への支援—福岡教育大学の取り組み』福岡教育大研究紀要『教育実践研究』別冊 平成14年3月

- 全国障害学生支援センター編『大学案内2002 障害者版』
- NPO法人 日本障害者高等教育支援センター編『第2回障害者高等教育支援【交流・研究・研修】会報告レポート』平成14年10月

第1章 短大時代の障害学生の受け入れと支援の状況

第1節 車いすを利用する学生への支援

本学の前身である短大時代は、創立以来、毎年のように軽度の機能障害（歩行・言語障害等）を有する学生を受け入れてきていた。しかしその内実は、いずれも施設設備の改善や支援者などを特に要しない、その時々の構造で学生生活が十分可能な軽い障害を有する学生に限られていた。少なくとも1991年までは。

この年、短大では車いすを利用する、いわゆる重度の学生（A男）を初めて受け入れた。構造上、多くの課題を残しながらの受け入れであったために、合格判定後も大学関係者の間からは「何か事故が起きたときには責任がとれない」「そもそも毎時間ごとの2階や3階への教室移動はどうするのか」などの不安や当惑気味の意見が噴出していた。そこで入学式までの間に保護者とA男本人と大学関係者による懇談会が数回重ねられることになり、その中で支援の要領が明らかになるにつれ、学内も平静を取り戻していった。施設面の不備を少しでも補おうと当時高額だった階段昇降機を速く購入してみたものの、入学後は学友たちの支援の手にとって代えられ殆ど使われなくなってしまった。在学生による支援組織が構造上の課題を補う上で大きな支えになることをあらためて知らされることにもなっていく。以後、大学は身近に生じる様々な課題に学びながら、トイレ、スロープ、ドア等の設備面の改善を漸次行うことになる。

2年後、A男は、最優秀論文賞の栄誉を手にし、また優秀な成績を残して本学を卒業。同時に米国の姉妹大学の3年次へと編入留学していった。以後、本学関係者の、車いすを利用する学生に対する見方が大きく変わられたことは想像に難くない。そのことは例えば、A男が卒業した後、新たに建設された3階建てのウエスレー館では、特段、誰彼からの要望を受けたわけでもないのに、フラットな玄関や自動ドアやエレベーターなどが、いわばあたりまえに必要な設備として設計施行され、さらには全教室のドアを引き戸にしたり車いす用のトイレも各階ごとに設置されるなど、全館にわ

たりバリアフリーの構造がスムーズに実現されている姿を垣間みることになる。いわゆる“バリアフリー条例”とも呼ばれる「長崎県ふくしまちづくり条例」(98年4月1日)が施行される5年も前の出来事である。これ以降、本学では、車いすを利用する学生の姿が日常的な風景ともなっていく。

第2節 視覚障害を有する学生への支援

一方、1996年度には、新たに全盲の学生(B子)を含む3人の視覚障害を有する学生を受け入れた。当時、九州でも全盲の学生を受け入れている大学は数少ない状況の中(長崎県下では皆無)、本学でも様々な議論が噴出した。だが、①本学を受験したいという受験生の意志に対して、大学は、受験の機会を平等に与えなければならないこと、②障害があることで入試や就学を拒むことは、本学の建学の理念であるキリスト教精神や社会福祉コースの看板を裏切るものであること、③入学した学生に対し、大学が自らの責任において修学環境を整備することは、すべての学生に平等な教育機会を保障する意味で当然のことであり、しかも、そこにこそ大学自身の学びや成長があること。こうした考えのもと、当時、すでにあたりまえの風景となっていた車いす利用学生の就学例に習い、点字受験を手配するなどB子の受け入れ準備が進められた。すべてが初体験のことばかりで、むしろ大学は、B子の登場によって多くを学ばせられることになる。

点字入試を無事パスしたB子は、その後、歩行訓練を理由に1年間休学する。この間、大学では学内にバリアフリー委員会が発足。その基本方針

には次のように記されている。「本委員会は、地域と時代の動向を踏まえ、「短大白書」(1995年)に示された方針を受けて設置された。従って本委員会では、障害を有する学生が本学を志望した場合の受験、並びに合否判定において修学能力(身体能力を除く)があると認められた者の就学については、支障をきたさぬよう大学の責任において必要な支援措置を構すべきものと考える。」(委員会答申1997年2月)この基本方針に基づき、当面、視覚障害のあるB子の修学環境の整備を中心とした全学的な取組みが開始される。

本委員会がまず取組んだのは、学生生活上、あらゆる面で煩雑さが予想される支援内容を一度分解整理し、対応の要領を単純化することだった。そこで、障害学生(視覚障害にかかわらず)が通常の学生生活を営むうえで最低限保障されなければならない点として、「読む」「聴く」「書く」「歩く」の4項目を抽出し、それぞれの項目に対してどう支援していくか、という点に絞りながら対応策を検討していった。(巻末資料参照)その結果B子については、当時の予算枠の範囲内で、バックアップの仕組みも含め、すべての項目に対応可能であることがわかった。表-1は、こうした検討の中で、当時、整備を終えた項目の概要である。この中には、本学の障害学生に対する姿勢や取り組みに賛同された保護者後援会からご寄贈いただいた高額の点字プリンターも含まれている。本学にとっては大きな励ましとなった。

この他、教科書や試験、配布資料等の点訳体制の確保や実習時の配慮、教師への協力依頼、学生寮への優先的入寮、点字辞書のソフトがインストー

表-1

障害の種別	施設・設備	機器・備品	支援者
視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> • 手摺り(学内・寮通路) • 点字プレート(学内階段・学食) • 点字シール(学内658カ所) • 点訳機器室(対面朗読室) 	<ul style="list-style-type: none"> • パソコン(音声機能付点字・墨字入力/音声読み取りソフト内蔵) • 点字プリンター • 録音用テープレコーダー • 拡大読書機(弱視用) • 点字図書(聖書、学生要覧他) 	<ul style="list-style-type: none"> • 代読者・代筆者・介助者の雇用 • 歩行訓練士
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> • 手摺り(学内・寮通路) • 障害者用トイレ(全館) • 自動ドア(2カ所・一部センサー付) • エレベーター(ウエスレー館) • 簡易スロープ(全館) • 学食ドアの軽量化 	<ul style="list-style-type: none"> • 電動階段昇降機 • 車いす(常備) • 録音用テープレコーダー 	<ul style="list-style-type: none"> • 介助ボランティア

ルされたノート型パソコンや点字（ピン）ディスプレイ等の貸与申請、代読者の雇用体制等がマニュアル化されたことで、B子の受け入れ体制はほぼ完了した。1年後、B子が復学。在学期間、特に支障もなく、無事2年間で卒業していった。

これまでの経験から、障害のある学生の受け入れにあたり、視覚障害者は車いす利用者の数倍の配慮が必要であることがわかった。他大学が二の足を踏む理由もそこら辺にあるといってよい。だが、少なくとも本学は短大時代に一つのハードルを越えた。受け入れが最も困難とされる視覚障害者を他大学に先んじて本学学生としたのである。今後はこうした知見を生かし、これらの学生に続くさまざまな障害のある学生たちにも広く門戸を開き、就学の機会と希望とを提供しつづけたいと考える。

第3節 全介助を要する学生への支援

短大にとっては最後の入学式にあたる2001年4月。本学は新たに車いすを利用する学生（C男）を1名迎え入れた。車いすを利用する学生については、すでにハード・ソフトの両面で実績を重ねてきていたつもりであったが、C男については少々事情が違っていた。いわゆる脳性麻痺による言語障害と強い緊張のために全介助（移動、食事、代筆介助等）を必要としていたのである。だが、本学がこれまで積み上げてきた障害学生に対する一貫した姿勢は、新たな課題を前にも維持されていくことになる。このとき、支援を要すべき項目を細かく特定するために31のチェック項目からなる「障害者就学のためのアセスメント票」（巻末資料参照）がバリアフリー委員会の手で新たに作成され、支援体制のために役立てられた。また、このとき必要とされた介助者については、かつてB子を受け入れた際に雇用した代読者の要領がそのまま生かされた。こうして、C男についても短期大学最後の卒業生の一人として、無事2年間で卒業していくことになる。

第4節 4年制大学に向けて

4年制大学の開学の話が具体化するにつれ、バリアフリー委員会では、新校舎の建築委員会に対し、必要とされる構造的な配慮についての意見を述べ伝えることにした。すでに「長崎県福祉のまちづくり条例」が施行されているところから、その細目に見合う配慮として幾つかの要望事項が委員会の名で提出されることになる。（巻末資料参照）

現在、大学施設として利用されている校舎に散見されるバリアフリーの構造は、すべてこうした短大時代からの積み上げの成果でもあるといってよい。

とはいものの、短大時代から今日にかけて未だに対応できていない課題についてもここで少し触れておきたい。例えば、①聴覚障害を有する学生が本学を志望した場合、その対応はどの程度可能なのかどうか、あるいは、②精神障害者や学習障害者の就学支援についてはどうか、さらには、③知的障害者の受け入れをどう考えるか、等々である。これに加え、④これらの障害を有する学生が本学を志望した段階から入学までの間に必要とされる組織的対応のための体制整備は現状でも決して十分とはいえない。さらには、⑤卒業後の進路や就職等の問題なども含めると、残された課題は山積しているといつてもよい。だが、これらの諸課題に対しては、これまでの対応がそうであつたように、今後ともこうした学生たちの存在や意向に学びつつ、ともに改善をはかりながら開かれた大学をめざしたい。それがウエスレヤンの精神を活かす、最も相応しい歩みのように思えるからである。

第2章 シンポジウム報告

障害のある学生にとって「よき大学」とは

平成15年11月2日に本学ピースチャペルにて、『障害のある学生にとって「よき大学」とは』をテーマに障害学生支援シンポジウムが開催された。

このシンポジウムのシンポジストとして、本学の前身である長崎ウエスレヤン短大を卒業した障害学生の3名にその体験を報告していただいた。

以下、3名の方の発言内容を掲載し、最後に筆者のまとめを加えた。

【開 浩一さん（長崎ウエスレヤン短期大学1993年卒業 卒業後アメリカに留学）】

私は、91年にウエスレヤン短期大学に入学、93年に卒業しました。私は、はじめての車椅子を使用する学生だったそうです。当時の大学の建物にはエレベーターがなかったので、エレベーターの設置をお願いしましたが、建物が老朽化していて設置できないと返事が返ってきました。その代わりに70万円もする階段昇降機を購入してくださいました。ところがこの昇降機での移動がかなりの時間を費やすために、だんだん使わなくなり、その後、卒業するまでの2年間を1階から4階まで

人の手を借りて昇り降りしました。手を貸してくださった当時の友人、教職員すべての方に感謝する限りです。

卒業後、アメリカ・テキサス州・シュライナーカレッジに留学しました。留学する時に大学から大変ショッキングな質問を受けました。どんな質問かというと「あなたが快適にこの大学で過ごせるためにどうしたらいいか教えてください」というものでした。このごく当たり前ののような質問であります。私には大きな意味をもっていました。車椅子の私をはじめから受け入れることが前提でなければこの質問が出てこないからです。アメリカの懐の大きさを感じてなりませんでした。私の要望に応じて、大学は寮の部屋に車椅子で使えるトイレとシャワーを取り付けてくれました。また、週に一度メンテナンスの人が部屋を掃除してくれました。そして、ウエスレヤン短大に交換留学に来ていたアメリカ人の友人がルームメイトになり、いざという時に助けてくれました。

こうして寮での生活が安定して、大学生活が始まりました。学内はほぼバリアフリーが徹底しており何の不自由もありませんでした。しかし、勉強では苦労しました。ごく当たり前のことですが、障害の有無に関係なく、勉強をサボれば容赦なく単位を落とされます。バリアフリーは障害者にアクセス権を保障します。そこでは、障害者は健常者と同じラインに立ち、障害者は健常者と同様に扱われるわけです。さすがはアメリカ、自由と権利を肌で感じました。

大学の生活が落ち着いて、周りを見渡すと様々な障害をもっている人が勉強していることがわかりました。肢体不自由者はもちろん視覚障害者や学習障害の学生までいました。学習障害の学生にはチューターといふいわゆる家庭教師の役目を担う先生が勉強のサポートをしておりました。本を読むことが困難な学習障害の学生には、チューターがテープに教科書を朗読し録音します。学生はそのテープをもち帰って勉強しています。そうやって勉強している学習障害の学生のなかには、テストで高得点をあげる人もいました。

私が夏期講座を受講したサンアントニオ・コミュニティカレッジには障害学生サービス(Disabled Student Service)があり、そこで専門のケースワーカーが障害学生の大学生活を支援しております。障害学生が入学する時に、大学生活を送るうえでどのようなサポートが必要かアセスメントします。そしてプランニング、サポートする人材

(学生)を配置します。教室間移動、ノートテイク、トイレ介助など。こうして、様々なサービスを受けて障害学生が大学生活を送れるわけです。このようなシステムがあらかじめ出来あがっている大学であれば障害学生は安心して大学の門をたたけます。

このように、アメリカの大学では、様々な障害をもった人が勉強できる環境があります。こうした環境が日本の大学にもあってほしいと切に願います。なぜならば、大学で高等教育を受けた障害学生は社会で活躍するチャンスが広がるからです。まずは、本学でもつくれるよう貢献できれば幸いです。

【田頭亜希子さん（長崎ウエスレヤン短期大学 1999年卒業 初めての全盲の学生）】

皆さんこんにちは田頭亜希子と申します。

よろしくお願ひします。私は全盲の視覚障害者なんですが、ウエスレヤン短大に入学した時、全盲の学生を受け入れたのは初めてだと聞いております。その時、大学の皆さんは本当によく考えてくださいって入学することが出来ました。

最初の年は、京都で生活の訓練やいろんなしつけを受けることについていたので、途中から休学させていただいて、次の年から1年の全教科を受講しました。

結局、大学で3年間在籍をさせていただきました。

入学当初私がまず困ったこと、一番最初の課題はこの建物の中にどこに何があるか、まず覚えなければなりませんでした。教室の移動がありますから、道を覚えて頭の中に入れなければ、一人で移動出来ませんでした。それで長崎県の歩行指導の先生に来ていただいて、学校内の道をちょっと教えていただいて、後は杖を使って移動できるようになりました。

次に大変だったのは黒板に先生が字を書かれます。それが読めないのでどうしようかなと思いました。このことについては大学の側の配慮で介助の方を1人つけて下さることになりました。1年間ずつに2人、それぞれ1年目、2年目と2人の介助の方にお世話になりました。本当に黒板に書いてある字を声に出して側で読んでくださいって、それを私は自分で点字でノートに取っていました。

また、様々な大学のプリントなども介助の方に読んでいただいたり、学生に言つていただいたり、また朗読も音声介助の会の皆さんのお世話になり

ました。

次に困ったことは授業の中でのレポートです。最初の頃は、平仮名で手書きで書いていたんですけども、全国の盲学生、その〇Bの学生にノートパソコン、プリンター（それは点字がでてくる機械なんですけど）を頂ける（ピンディスプレイは貸与でした。）という企画があって、先生がそれに応募しようといって応募しましたところが運良く選考されまして東京まで講義を受けに行きました。

それを大学でレポートを書くときにそれで書くようさせていただきまして本当に助かったなと思っています。

設備面でも、部屋の扉だとか自動販売機などにゼミの時間などに学生さんと一緒に点字シールをずーっと貼っていったり、学食のふたみたいなものがありまして、その裏にも自分で点字を貼らせていただいて自分のものだと判るようにさせていただきました。なかなか休憩時間などにジュースなどを飲みたくなることがありますけれども、そういう時も最初のうちは点字が貼ってあったのでそれを押せば良かったんですけれども、ああいう自動販売機というのは場所が変わりますよね。だから途中からはそれが狂ってしまって判らなくなってしまいました。それで点字も貼り直せばよかったですけれどもなかなか皆さんそういう暇がなかったりして結局それをしませんでした。

私がいつも飲む缶コーヒーがあったんです。その場所だけは教えてもらって、ほとんどそれを飲んでいました。ところが、あるときに自動販売機にジュースを入れにこられる業者の方がいらして「あなたそのコーヒーが好きなんですか？」と言われて、そうすると答えたところが「じゃあ、分かりました。あなたが卒業されるまでは、このコーヒーの場所だけは絶対に変えません。移動しません。」といわれて、本当に、私が卒業するまでは、このコーヒーの場所だけは変わりませんでした。本当に嬉しかったです。他のジュースを買いたいときは、近くにいる学生さんに声をかけて、〇〇が欲しいんだけれども何処にありますか？といって場所を聞いて、そして買って飲んでいました。学生さんに声を掛けると本当に皆さんよくお世話をしてくれて、寮などでも、困ったときとか、例えば何かこう代読をして欲しいときなど、近くの部屋の友達を呼んで、手伝ってもらったりとか、かなり多くのことを学生たちにもサポートしていただきました。

学食の調理人さんの方も、本当に良くしてくださいって、例えば普段からものが沢山あって見つからないときなんかでも、すいません、分からなかつたので、といつてると「後で探しておくからいいよ」というように、皆さんに多くのことをサポートして頂きました。

そう、論文を書くときでも、私が書いたものを先生に見ていただいて、字の間違いをチェックしたところを介助の方に見ていただいてパソコンのカーソルを介助の方に合わせてもらってそこで先生2人して何とか無事に卒業論文を出すことが出来ました。

もう1つ、福祉コースだったので現場実習というのがありまして、結構大変な面もあったんですけども、先生の配慮によって現場実習も何とか無事に終わることが出来ました。

もう1つ印象に残っていることは、卒業するとき、卒業証書が授与されたんですけども、1つは皆さんと同じ証書ですね、普通に書いた証書でした、そして「もう1枚あるんだよ」といわれて何かと思っていると何とそれが点字の卒業証書だったんです。

私はビックリしました。盲学校でさえ点字の卒業証書なんていうのがないし、このウエスレヤン短大では点字卒業証書いただくことが出来て本当にものすごく今でも印象に残っています。嬉しいこととして印象に残っています。大体一通りこんなところで宜しいかと思います。また後ほど皆さんから何かありましたら、質問などありましたらお答えしたいと思います。どうも有難うございました。

【徳永 真一さん（長崎ウエスレヤン短期大学 2000年卒業 卒業後、関西学院大学に進学）】

短大を卒業後編入した関西学院大学では、建物やキャンパス内はほとんどバリアフリーができます。学習環境や学生生活、情報保障で必要な事は個別に学部と相談して支援してもらっています。視覚障害学生には日本語英語の点訳と朗読をする学生ボランティアサークルがあります。今、関学には正確な数字はわかりませんが、障害学生は20人から30人くらい在籍しています。サポートは個別対応しています。例えば、入試においては時間延長、問題用紙と回答用紙の拡大、代理筆記、朗読があります。授業に関しては、教師からレジメをもらったり、板書の字を大きく書いてもらったり、前列に座ったり、本人に合う机を用意した

り、補聴器とセットになっているマイクを使ったりしています。教師と学部と相談して本人に合うサポートを行なっています。ノートテイカー制度はありません。私の場合は、筆記が遅いので友人にノートをコピーしてもらったり、カーボン紙を使って書いてもらって授業内容を確保しています。食器を持ち運ぶ事ができないです。学食がセルフサービスなので、学食のおばさんや友達に机まで運んでもらっています。あと、爪を切ることができないので友達に爪を切ってもらっています。私は3点のサポートが必要です。今は友人に手伝つてもらしながら、生活しています。関学には来年から学生支援センターが設置されます。このセンターは障害学生を含めて、学習環境、学生生活に悩みや問題を抱えている人を専門職員がサポートします。

障害には、特定の障害と複数の障害があります。障害によって学習や生活に支障が生じたりします。サポートがないと身体的、精神的な負担が大きいです。入学当初は特に思いました。生活のサポートがあるように学校教育にもサポートが必要です。どのようなサポートが必要か考えてみます。スロープや階段の手すり、トイレ、駐車場、エレベーター、通路の整備、自動ドアといった施設設備はもちろん必要です。日本の大学はほとんど施設設備に留まっていると伺えます。ノートテイカーや点訳者、通訳者といった人的な資源が必要です。3・4年前くらいから障害学生支援体制を作る大学がぽつりぽつり出てきました。具体的にサポートをあげると講義の録音、試験時間の延長、試験の際に静かで十分に照明された別室での受験、試験中の休息・薬物治療・食事・運動のため休憩時間を回数多く与えられること、自宅での受験、点字か拡大文字様式の試験用紙提供、試験中の基本的な4機能計算機の使用、試験中のパソコン使用、試験の代替手段が考えられる。代替手段は、筆記試験を口述試験に。多肢選択式にかえて短式に。多肢選択式を小論文に。

コミュニケーションの補助、授業内容の書き取り、音訳、演習の補助、読本、同時字幕、研究の補助、秘書業務（レポート作成の代筆や勉強するときの補助）、手話通訳、手話音訳、テスト代筆などもあげられます。

充実した学生生活のため、仕事や進路の準備のために障害学生サポートは必要です。

【まとめ】

3名の方にそれぞれの貴重な大学生活を語っていただいた。

開さんのアメリカでの体験は、ADA法（障害のあるアメリカ人法）の影響もあり、日本に比べて障害学生の取り組みが進んでいること、またその対象が学習障害（LD）等の分野まで広がっていることに改めて感心させられた。

田頭さんの大学生活の話では、学友や関係者の理解とサポートの重要性、また支援機器の整備の必要性を知ることができた。また、卒論作成の苦労話や授業中の話など視覚障害のある人の支援についての一部を知ることができた。

徳永さんは、ウエスレヤンと関西学院大での大学生活の体験を通して、障害学生支援の具体的な内容について提起していただいた。また、学外での生活支援の必要性も語っていただいた。

本学は4年制大学になって間がないが、長い短大時代の経験がある。この3名に代表されるように、そのなかで障害学生も学んでいった歴史がある。

この貴重な歴史を単に思い出話に終わらせるところなく、今後の本学の障害学生支援システムの構築に役立てていきたいと考える。

第3章 キリスト教主義大学における障害学生高等教育支援

キリスト教主義大学の調査はプロテスタントの関西学院大学とカトリックの南山大学を取り上げた。

1. 関西学院大学・キリスト教主義大学（プロテスタント）

関西学院大学 障害学生高等教育支援

関西学院大学は兵庫県西宮市にあるキリスト教主義大学である。米国メソジスト教会から派遣された宣教師ランバス博士によって創設された。学生数1万7千人が在学し、障害学生は16人が在籍している。（「大学案内障害者版」）授業を担当する教員に配布する障害学生にたいする説明マニュアルには、建学の精神に基づいて障害学生支援を行っていることが明記されている。[資料1]関西学院の建学の精神「Mastery for Service（奉仕のための修練）」に位置づけられた障害学生支援がどのようになされているか、中迫周一教務部長と、長崎ウエスレヤン短期大学を卒業し関西学院大学4年生に在籍している徳永真一氏に話をう

かがった。

〔問い合わせ〕

中迫周一教務部長に聞く

1. 入試前

中迫周一氏 障害をもつた受験生がいると下肢不自由の人でしたら車椅子とか、種類によって条件が違いますから、状況を把握して、それ以外に支援すべきことがあるかどうかを確かめて、あれば支援連絡会に事柄を挙げていただくのです。支援連絡会に設備的にあるものないもの、ソフト面であるものないものを知らせて、その上で受験していただくことは自由です。

2. 入学後

中迫周一氏 合格されると、入学する学部と障害学生支援委員会で本人と話していただいて、その上に他に支援すべきことがあれば支援をしていただいて、予算的措置が必要でなければ学生のボランティアでしていただきます。教務部の組織の中に視覚障害のためのボランティアは正式に予算がついています。これは日本語英語の点訳、それから朗読を中心に支援しています。教材制作費として学院から年間に一人3万円支給されます。

あと、先生方に障害学生にたいする授業への対応・配慮についてガイドラインをつくりまして、全員にくばります。

3. こころの障害 ひきもり、不登校

— こころの障害といいますか。ひきこもりとか、入学したけれども学校にこないというような学生についてはどうでしょうか。カウンセラーがついているというほかにはどうでしょうか。

中迫周一氏 メンタルケアは制度としては学生部のもとにありますが、上にカウンセリングルームがあり専任の先生がでていただいてほかに若干名が対応していただいている。そのほかに精神医学の先生が、文学部の教育心理学の先生なんですが、この先生がメンタルケアということで、保健館のその方面のサポートをしておられます。

4. 学習障害の学生

— バークレーに留学した人の話ですが、学習障害といいますか、本は読めないが聞いたらわかるというケースが多いとききました。僕らの時代から考えたら本が読めないと勉強にならないじゃないかと思うのですが。そういうケースとか注意欠

陥障害の学生がいるそうです。だからノートテイクではなくて、講義を要約して聞かせてくれるサービスを受けるといいました。心の障害はからだの障害と同じくらいあると思います。

中迫周一氏 学生が学生をサポートしていくものがあります。視覚障害のためのボランティア、「アイリス」といっていますが、これぐらいですね。

5. 心の障害

中迫周一氏 心の部分については本当に難しくて、学部でずいぶん相談にのりましたが、悩める学生が増えています。何に悩んでいるのか、そこを引っ張り出すまで時間がかかるのです。カウンターに来ても、おもに履修相談ですが、なにもしゃべらない。自分の成績表を見ながら、履修心得を見ながら、ものをいわないのでよ。

— マニュアルがあって、こういう場合は、ここに行くようにとかないのでですか。

中迫周一氏 個々に違うのでマニュアル化しにくいです。年に二回学生委員会と言って、各学部の学生委員が集まって毎月会議をしていますが、年に二回ぐらいカウンセリングルームとの懇談会があります。カウンセリングの先生から年度始めに講演をしていただいているようです。

— 心の問題を抱える学生はどのくらいいますか。年々増えるという感じですか。

中迫周一氏 実態はつかめませんから感覚的にしかいえませんが。そんなにカウンセリングの方はデータ的に出せません。学生が1万7千人いますから、その辺はなかなかつかめないです。

— 方向として将来考えられていることはありますか。

中迫周一氏 視覚障害の方とか聴覚障害の方について、車椅子の学生の方については、やってきたつもりですが、それなりの設備も整いつつあると思います。その部分は連絡会を通じていかべきだと思います。本人とこちら側との間にはどうしてもギャップはあるのです。視覚障害の方のために点字ブロックを造りましたが、これは、足りないもっとぎりぎりの所まで点字ブロックやってほしいというような要望があります。学校の場合は限られた人たちがいる世界ですから、駅のプラットホームなんかでは、当然最後まで誘導ブロックはあります。学校もおなじようにやると、今度は逆に車椅子の人ががたがたになって通りにくいという問題があって、個々の問題には応えづらい部

分があるのです。けれどもそうはいうものができるだけ物理的にカバーできる部分はやってこれたと思っているのです。個々に相談に乗っているのですね。そうなんですね。

— 設備の面でずっと今までやってこられたのは、点字のプリンターが入るとかハードの面が主でしょうか？

中迫周一氏 そうです、そのように拡大が出来るパソコンとか、図書館で検索できるパソコンです。難聴の場合ループです。難聴のばあい、この角度だと聞こえるとか、いろいろな種類があります。

— 20人の障害学生の内訳は社会学部福祉学科が多いのですか。

中迫周一氏 いいえ、各学部にいます。これから問題ですが26（に一ろく）問題ですね、学習指導要綱が変わりまして、全国そうなんですが、今の学習指導要綱で勉強してきた子どもを2006年に受け入れる。それは単に学力低下にどう対応するかという問題ですが、そこにさきほど話にでましたメンタルな部分が出てくると思うんです。学生支援センターがはやく対応しなければならないんです。それと教務の方でリメディアルをどう考えていくかですね。大学がそんなことを考えなければならない時代になったんだといっておれなくなっています。そういう子が大学に入ってきてローンと置かれるとどうなるか。ぼくどうしたらいいの、というような子ますます増えていると思います。学習環境としてリメディアルのことです。それと入試のことですが、どこまで入試問題が出せるかという問題があります。中学で単語100でしょう。長文などを出したらたたかれますよ。そのところが問題ですよ。こうしたことがからの問題になるでしょう。

— ありがとうございました。

徳永 真一さんに聞く

関西学院大学社会学部社会福祉科・4年生

— 障害学生が入試を受ける時には、入試課が受け止めて、支援連絡会が、どんな障害があるかを聞いて、入学してからは支援委員会が受け止めてきました。盲の場合は年間3万円の補助があります。それは学校から支出しています。あなた方が集まってサークルのようなものを作つて要望するということはないのですか。今から、あなたの意見を伺います。

— アルバイトはどうですか。

徳永真一 なかなか見つからないんです。入力作業のアルバイトをしたいのです。4月にノートテイクをお願いしたのですが、僕にはしてくれていません。

— ノートテイクとは、どのようなことをするのですか。

徳永真一 授業の内容を書いてもらいます。僕の要望について副学長から返事が返ってきました。

学校は、ノートテイカーについて三つの問題があつて、まずはノートを書く人が自分のノート内容を人に見せたくないということ、二つ目に、ノートテイカーを見つけるのに時間がかかること、継続するのが難しいこと、三つ目に、ノートテイカーの育成をしていない。この三つが問題で今のところノートテイクはできないから、学生個人の各学部の担当者と相談をして、授業の先生とも相談を行い、先生から授業内容をもらったり、友人からノートのコピーをしてもらいながら勉強をしてくださいという答えでした。

○生活環境支援について

— 下宿はバリアフリーになっていますか。

徳永真一 ないです。学校の近くは食事つきの下宿がないのです。僕は食事を作るのに時間がかかるなりたり、造り方がわからないです。毎日学食や外食をしているから、バイトが出来ないので、経済的に困っています。

— 下宿はどうですか。

徳永真一 はじめ関学の寮に行きたかったのです。寮は4年間の契約です。僕は編入でこっちに来ただので、はいられませんでした。ガイドには自治寮だから学生が入寮生を決めると書いてあります。学校はタッチできない。寮の自治会に誰かが言ってくれたらいいかもしれない。

— アメリカでは学生のほとんどが家を出てくるので、まず障害学生を優先的に寮に入れたり、アパートの世話を優先的にするといっていました。

徳永真一 下宿には洋式トイレがあまりないんです。僕は洋式トイレがいいんです。洋式トイレがあるところは家賃が高いです。そこはあります。古くて和式トイレの下宿は安いです。お風呂は自分ではいります。介護者が泊まるような部屋の広さがありません。部屋を見て廻った時に、大家さんの顔が曇ったような顔になって、僕に来てほしくないような態度をとるんです。だから、あまり障害者の理解をできていないと思いました。

— 個人的な問題は

徳永真一 僕はよくこけて怪我をするんです。保

健館にいくよりも、学部の事務室の近いところに救急箱をおいてほしいです。

— ありがとうございました。

南山大学・キリスト教主義大学 カトリック

1. 栗山義久学務部長に聞く

2. 佐藤洋子さんの場合

南山大学は明治末期に来日した神言会ドイツ人宣教師ヨゼフ・ライネル神父が1932年に南山中学校（旧制）を設立した。その14年後に創立した南山外国語専門学校が前身となり、南山大学は1949年に1学部4学科でスタートした。50年を経た今、「キリスト教世界観に基づく学校教育」を建学の理念とし、具体的には「人間の尊厳」という教育モットーを掲げている。学生数8,881名、専任教員281名、外国人留学生は約280名、毎年100名の学生が海外へ留学している。障害学生は14名在籍し、うち3名が特に学生部のサポートを受けている。そのなかで栗山義久学務部長と佐藤洋子・大学院・文学研究科神学研究修士課程2年生の協力を得てインタビューをおこなった。

栗山義久学務部長に聞く

2003年10月3日 本部応接室 [一は質問]

栗山義久氏 身体に障害をもつ学生が入学するケースが少なく、障害に応じて個別的な対応をとります。学生課、教務課、また施設がばらばらに対応していてなかなか統一した対応ができませんでした。授業のことだったら教務課に行って下さい。それは何課と、たらいまわしになるということがありました。2000年からプロジェクトチームをつくって大学全体としての対応をするようにしました。至急予算が要るようなことがあっても、早急に決めていくように副学長を長にして学部長が加わるようになりました。

入試要項には、「入学の時に申し出てください」という一文しかありませんが、大学としてはどう対応するか入学式の時にどういう配慮が必要か、入学後本人と家族と一緒に来てキャンパスを歩いてもらい、対処するところをチェックする。足の不自由な方には手すりをつける。車イスの方にはバリアフリーにする。うちの大学は丘の上にあります。建物は40年前に地形を生かして建てられました。その建物には全部エレベーターがないのです。歩道と車道の段差がありました。スロープや手すりをつけました。視覚障害者の方には点字プレートをつくり、物理的な環境を整えてきました。

科目登録の段階で車椅子対応のばあいは科目と教室を調べて、3階の教室だと変更して調整しています。今は車椅子の学生は大体友達が助けてくれます。階段を上がるときは「男子の学生は手伝って欲しい」といいます。言うとやってくれますが、言わないとなかなか難しいです。佐藤さんのケースは登録がきまつて授業までの時間が短かったですが、授業担当者に案内をして意識してもらい、レジュメをファイルで渡してもらえれば、彼女は音声出力で聴けますからできます。

図を示してみせる授業は難しいです。授業開始直前ですと、それは準備していないので急遽言われても変更するのが難しい。当日配る資料をテキスト化するという場合は解決されません。佐藤さんの場合TA（アルバイト）で、入ってもらい、授業補助というかたちで、その人がテキスト・教科書を授業前に読むように指示された文献をTAがスキャナーで読んで、うまく変換できないものがずいぶんありますし、表やグラフはなかなかうまくいっていません。今年は2名の方にお願いしています。

佐藤さんが論文を書くために資料を読んだり、テキストファイル化に協力します。

研究科の先生方から要請することもあります。
(資料2.)

要請を受けてプロジェクトチームで対応します。

歩いていて盲導犬は通っているのに、柱があつて頭をぶつけた。そういうことはわかりませんから本人から申し出て対処します。

— 学校全体として障害学生の状況はいかがですか。佐藤さんは家から通学されますが、アパートの学生はどうですか。

栗山義久氏 今までではありません。私が担当して一年半ですが、課題だとおもっています。障害をもっていてケアを必要とする学生が3名で、少ないものですから、問題がでたところで対応しています。造ったスロープはのこります。点字プレートは使う施設にはります。そういうふうに整っていきますが、総合的に支援をする環境をどうつくっていくのか、なかなか考え方がないところがあります。事前に10年計画を立ててどうこうということにはなかなかいきません。新しく建てる建物は、一般的にバリアフリーにすると、昔と比べるとよくなっています。卒業すると断絶してしまいます。視覚障害者の場合、今はテキスト化はできますが、卒業して、いなくなってしまうと次の学生がくると、継承できなくなる。図書館もいつでも

障害者に対応できるサービスがなかなか用意しづらい。そこが課題です。

コンピューターを使っていろいろ便利になってきました。どんなソフトがいいのか、それが使えるように、先生を含めてボランティアもやりますが、ああいうソフトは3ヶ月もたつと新しいもので、古くなってしまいます。

時がたち人が変わると、それがそのまま使えるかということになると不安です。

— コンピューターとテキストファイル化するソフトと音声出力をみました。始めはMS-DOSでやっていました。それからウィンドウズにかわりました。

栗山義久氏 そういうところが近くにある日本福祉大学などは障害学生もいて継続しています。そのところが出来ないのが課題です。ともすれば、場当たり的な対処になってしまいます。自分も佐藤さんとよく接していますが、物理的な環境整備は大切ですが、もっと大切なことはコミュニティという、助け合うことが当たり前で、声をかけてみるとか、学生が気を使って出来るような環境をつくるのが一番重要なことかなあと大学全体、教職員を含めて浸透させていくということが、これから課題だと思います。

— 学生のこころの面での、引きこもりとか学校に来ない学生についてはいかがでしょうか。

栗山義久氏 入試の時に申し出があってどういう対応をするかと考ます。学生相談室にくる学生の数500人から600人台に増加し、相談からカウンセラーあるいは精神科医に相談するというようになっています。2000年から600件に100件以上ふえています。

○セクシャルハラスメントについて

栗山義久氏 ある部分では友達や家族に話し、解決の方向に向かうというのですが、相談する人がいない人は問題を自分でかかえこんでしまう、相談室がありますというが、そこに来れない学生にとっては役に立たないので、言えるような部分をいかにつくっていくのかと言うことを大学としても働きかけていかないとなかなか解決できないということを日常感じています。

— ありがとうございました。

佐藤洋子さんに聞く

南山大学大学院・文学研究科神学研究修士課程

2年生

日時2003年10月3日、南山大学、図書館対面室
盲導犬ソレイユ同伴 [一は質問]

佐藤洋子さん 入試のことを言うには、私のこれまでの経験をのべなければなりません。幼稚園、小学校、中学校、高等学校まで一般の学校にいきました。目は生まれつきの眼病です。高校を出た後南山短期大学人間関係学科にはいり、それから南山大学文学部神学科3年次に編入しました。卒業して一年浪人をしましたが、科目等履修生でした。その後大学院に文学研究科神学研究修士課程に入らせていただいています。

高校の時に文字を1センチと1.5センチ大に拡大する拡大写本をしてもらいました。それで受験勉強をしました。

短大入試の時は、パソコンで入試をうけました。フロッピーに問題を書いてもらってMS-DOSのパソコンで受けました。

大学入試の時はウィンドウズになりました。大学院入試の時もそうですが、文字を拡大するスクーリングエディターを使いました。昨年より盲導犬に対応してくださるようになりました。

— 年々よくなっているのですね。

佐藤洋子さん そうです。

— 困ったことはありますか。

佐藤洋子さん 歩いていると犬は通っていくのですが、顔の高さに柱があって頭をぶつけたことがあります。学校が丘の上にあり、道は段差がおおいです。その段差がまちまちであることです。要所に点字ブロックをつけてもらい、エレベータには音声ガイドがつきました。点字プレートもはってもらいました。

— 授業の時はどうですか。

佐藤洋子さん ノートパソコンに書き、それをイヤホンで聞きます。その声と先生の声と両方を聴きます。パソコンを貸してくれるようになったのは文学部に編入した秋からです。それまで点字タイプを打っていたので、その音は大きな音でまわりに迷惑をかけ大変でした。

— ノート筆記はどうでしょうか

佐藤洋子さん 私がしてもらうというより、逆に私に貸してといわれています。先生が絵を描くとき、また指示代名詞を使われる時、こまります。困ったことを個人的に先生に言うとトラブルが起こることがあります。二～三年前から事務の栗山先生に相談して対処してもらっています。そうし

た問題はどこで折り合いをつけるかが問題です。学校が組織的に障害学生支援をしようとしているのはここ数年です。それまでは個人的にお願いし、個人的に対処してきました。

このころはTAさんを世話していただき、さらにボランティアサークルに、テキストファイルの作成をお願いしています。

神学科合同研究室の方々も世話してくださいます。

— 障害学生が14人いるとあります、一緒に話し合ったらどういう問題が出てくるとおもいますか。
佐藤洋子さん たとえば盲人のためにつくった点字ブロックが車椅子の人にはこまるということになりますから、どこで折り合いをつけるかという話になるとおもいます。

— TAさんやアルバイトの方はどういうことをするのでしょうか。

佐藤洋子さん 勤務時間があります。その時間ですが、目次の部分を読み上げて、必要な文献検索をします。文献のコピー、必要なところはスキャナーで読み取り、テキストファイルに変換します。これがTAの作業日誌です。入試の時は普通の人は一時間のところを三時間いただきました。それでも足りませんでした。私はラテン語で受験をしました。回りの机に点字のラテン語辞典をおいて駆け回るようにして辞書をひきました。時間内に全部できませんでしたが、合格させていただきました。

— いまは、満足ですか。

佐藤洋子さん どこで折り合いをつけるかということです。

— ありがとうございました。

まとめ

「大学案内障害者版」という本が出版され、自分が行く大学を障害学生自身が選択する時代になった。大学はどのような高等教育支援をしているのか、アンケート項目からなるこの本によって一目瞭然に知られる。はたして自分の学校は障害学生を選んでもらえる備えをしているだろうか。このような問題意識が必要かと思われる。関西学院大学は設立の当初より、障害学生をうけいれることを当然としてきた。建学の精神である「マスター・フォアサービス（奉仕のための修練）」に基づくというまでもなく、明治から第二次世界大戦までつづく、富国強兵政策の中で障害学生は公教育から排除され、私学が障害学生を受け入れてきた。

このような歴史の中で関西学院大学をはじめとするキリスト教主義学校のおおくが障害学生を特に差別することもなく受け入れてきたことは事実である。この時代の障害学生のことについて、詳細に論することは、稿をあらたにもうけねばならない。

南山大学についてはカトリックの特にバチカン公会議以降の世界的潮流の中に大学教育も位置づけられている。カトリックには、ハンセン病患者のために尽力したアッシジのフランシスや、マザー・テレサがなしたインドのカルカッタの路上で行き倒れの人を見取りの家に連れてきて看護する奉仕活動の精神は大きな影響力をもっている。

しかし、国連が主導する障害者的人権という国際潮流の中で、キリスト教大学の障害学生高等支援について再度点検吟味するところもあるかと思われる。特に、未知の分野となっている精神障害者に対する理解と受け入れについて考慮されるべきではないだろうか。

資料1

教員（授業担当者）へお配りしている資料 身体障害学生支援のための教員用マニュアル

関西学院大学 2003年4月

本学では、身体障害学生の受け入れとその勉学の支援を、建学の理念に関わる事柄として長年取り組んでいますが、障害学生支援システムの一環として、「身体障害学生支援のための教員用マニュアル」を作成しています。

身体障害学生に授業でどのような配慮をすべきか、身体障害学生の障害に応じた以下のマニュアルを参考にしてください。なお、担当科目の最初の授業の冒頭で、障害があるために授業の方法についての配慮が必要なことがあれば申し出るように学生に伝えてください。また、定期試験に関しては、教務委員会で視覚障害学生についても、障害の種類・程度に応じて、できるだけの対応を検討しますので、各学部教務主任までご相談ください。

なお、このマニュアルに関してお気づきの点がありましたら、学長室大学課までご連絡ください。改訂の際に参考にさせていただきます。

1. 視覚障害学生に対して

- ①資料・板書などはなるべく詳しく解説する。
- ②教材を見てその場でレポートや感想を提出するというような課題は、読みとりに時間がかかる場合があるので、申し出があった教材を貸し出し、次の週に提出させる等の配慮を

する。

- ③点字での出題には点訳時間がかかるので、定期試験以外の中間試験や個別試験を実施する場合は、試験方法が決まり次第学部事務室に相談する。
- ④盲導犬を伴っている場合は、盲導犬に対する基本的理解（別紙「身体障害学生とともに」参照）を心得、学生にも呼びかける。

2. 聾覚障害学生に対して

- ①座席を最前列の中央に確保する。
- ②授業の始めにレジュメを渡すことが望ましい。
- ③教師の口の動きで理解しようとするので、板書の際も後ろ向きで話さず、できるだけゆっくりとはっきりした発音で話す。
- ④教室に※ループ装置が設置している場合、ループ装置利用にはマイク使用が前提となるので大教室ではマイクを使用する。備え付けのマイクから離れるときは、必ずワイヤレスマイクを利用する（※ループ状に敷設した導線が発する磁気を補聴器で受信して聞き取るしくみ）
- ⑤教材の貸し出しについて申し出がある場合は、可能であれば必要な教材を貸し出しするよう配慮する。
- ⑥ビデオなどを見せてその場でレポートを書かせる場合、内容把握に困難が伴うことがあるので、必要な場合には教材を貸し出した上で次の週に提出させるなど可能な配慮を行う。

3. 肢体障害学生に対して

- ①脳性麻痺からくる障害を持っている場合、運動コントロールに困難が生じることがあるので話そうとすればするほどうまく口が動かず、声がでないということもある。心理的緊張によって運動コントロールの困難が増大するので、授業中に発表させるような場合は、せかさないように配慮する。
- ②筆記に困難が伴うがあるのでレジュメを渡すなど配慮する。

資料2

2002年9月9日

教員名 先生

南山大学 教務課長

視覚障害学生の授業受講にあたってのお願い

常日頃より南山大学の授業運営に多大なご協力を賜り、まことにありがとうございます。
さて、現在南山大学には視覚障害を持つ〔文学

研究科神学専攻 M2001LT004 ○○○○〕が学んでおります。当該学生は、神学専攻での授業の他、教職課程および司書課程の修了を目指して日々努力しておりますが、授業受講にあたり種々の不都合が起きていることも事実です。大学としても少しでもその不都合を取り除く努力は行っておりますが、やはり実際に科目をご担当される先生方のご協力なしには解決できない問題も多々ございます。

そこで予め当該学生が修学履修を希望する科目のご担当の先生方にご連絡を差し上げた上、ご協力を賜りたいと考えております。下記にお願い事項をまとめましたのでご一読いただいた上、不都合な点やご不明な点がございましたら教務課三谷（内線：912）までご連絡ください。

記

- 当該学生が履修を希望する科目：科目名
1. 当該学生は盲導犬を連れております。
- 2. 当該学生は授業受講時にPC（音声読み上げ機能付）を使用いたします。操作等は学生自身が行いますが、コンセント位置等が分からぬようでしたら適宜ご指導願います。またそのためコンセントに近い座席を使用いたしますので、その点もご配慮ください。
- 3. 授業のレジュメ（テキストファイルで作成）を電子メールにて予め当該学生にお渡しください。また板書の内容は読み上げ、可能であればレジュメ同様にテキストファイルで当該学生にお渡しください。なお当該学生の電子メールアドレスは以下の通りです。
m01lt004@ic.nanzan-u.ac.jp（3文字目は数字の1、4文字目は英字のエル）
- 4. 定期試験については、「テキストファイルで問題を作成し、別室でPCを使って解答する」といった実施方法が考えられますので、実施要項にご提出時に教務課に別途ご相談ください。

第4章 日本福祉大学の取り組みから学ぶ

文部科学省の平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム」に日本福祉大学の「学生とともにすすめる障害学生支援－障害学生とともに全学生が成長しあう教育システム」が選定された。

その概要には、①障害学生を「サービスの受け手」ではなく、「ともに考え、育ちあう仲間」として位置付けていること、②入学から卒業まで一

貫した支援体制を行っていることである。障害学生自身が自らの能力を伸ばして主体的に成長するとともに、支援する学生・教職員も障害学生と接する中で、広い視野と豊かな人間性を身につけて成長していく。ことと述べている。

この日本福祉大学に12月上旬に訪問し、障害学生支援センター長の大泉溥教授と職員の錦見さんにインタビューした。以下、その内容と当日いただいた資料をもとに日本福祉大学の障害学生支援の取り組みについて報告し、今後の本学における取り組みの参考になればと願う。

【開学の精神と障害学生支援の取り組みの歴史】

大学の姿勢として、大泉氏は「1953年の開学以来、障害を理由に受験拒否・入学拒否をしないことを基本にしてきた。」と開口一番述べられた。

大学における障害学生対応の沿革については、5つの時期に分類されている。

第1の時期「相互扶助による対応の時期」 開学(1953年)から60年代後半まで

この時期の特徴は、障害学生が入学してきた時に応じて、学友や教職員によるインフォーマルサポートが行われて、1963年に講義棟に一部手すりが設置された。

第2の時期「意識的対応の開始」 1970年代

1970年に点字受験を実施、障害者トイレの設置など学内のバリアフリー化を図り始めた。

第3の時期「キャンパス移動によるバリアフリー化」 1980年代

1980年に障害学生実態調査を実施し、キャンパス移転計画に反映させる。

現在の美浜キャンパスに1983年に移転、バリアフリー化が実現。

第4の時期「総合的施策構築への模索」 1989年から1997年まで

1989年に第2回目の障害学生実態調査を実施し、1991年に教授会に「障害学生問題特別委員会」が設置される。

翌年の1992年には学生部のもとに「障害学生の勉学・生活条件改善委員会」が設置され、「障害学生キャンパスガイド」の作成や連続講座の開催などが行われる。

第5の時期「障害学生支援センターの展開」 1998年から現在

専任の職員を配置した取り組みの必要性が明らかになり、「障害学生支援センター」が1998年に開設される。(現在：事務職員1名(学生部業務

と兼務)と常勤スタッフ3名)

以後、支援センターが大学での障害学生支援のコーディネーターとして活動を展開するとともに、シンポジウムの開催なども行っている。

【障害学生支援センターについて】

支援センターは、現在は学生部の中に位置づけられている。

運営委員会の構成は、大学評議会から1名(センター長)・各学部の教授会から1名(4名)・大学職員6名(各部署から)の計11名である。

支援の基本姿勢は『障害学生のために』ではなく、『障害学生とともに』を基本にし、①障害学生の学生生活上の具体的な困難への支援・援助。②障害学生支援に関わるサポート学生の募集・養成、および派遣のコーディネート。③バリアフリーに向けた施設・設備の点検と整備改善。④地域や関係団体との連携、他大学、諸機関との情報交換・経験交流の推進など。

を行うとともに、『障害学生懇談会(学長を囲んで)・交流会』(年2回)、『障害学生支援センター利用者懇談会』(毎月末)で、要望や意見を受けている。

【現在の支援状況】

2002年度は、121名(視覚12・聴覚43・肢体48・他18)の障害学生が在学している。しかし、このすべてが支援を必要としているのではなく、支援を必要としている学生は約半数ほど。支援が必要な学生は全て申請をするシステムになっている。

主な支援内容は、以下の通りである。

*施設・設備上の配慮

スロープ・エレベーター・点字ブロック・身障者用トイレの設置

フラッシュライト/パトライト・エバックチェア・ループアンテナの設置

FM補聴器の貸し出し・拡大読書機・立体コピー機・点字タイプライター・点訳パソコン・点訳プリンターの配備・等々

*ソフト面の支援

ノートテイク・ポイントテイク・OHC利用の要約筆記・パソコン要約筆記・手話通訳・ビデオやテープおこし・ビデオ字幕付け・ガイドヘルプ・点訳・リーディングサービス・対面朗読・生活介助・等々

「施設・設備の改善については、障害学生とともに点検活動を行うことにしていて、業務担当者

だけの勝手な判断ではないようしている。また、受験面での配慮は大学センター試験と同様にしているが、もっともセンター試験の配慮は本学を参考にしたものだが……期末試験も同様の配慮をしている。」と大泉氏。

【教職員及び一般学生への取り組み】

現在313名の一般学生が、障害学生のサポーターとして活動しているが、このサポート学生を毎年確保するために、いろいろな取り組みを実施している。

まず、新入生のオリエンテーションに「支援センター・オリエンテーション」を実施し、障害学生自身が新入生に語り理解とサポーター登録をお願いし、また、授業の「ボランティア論」でも、障害学生が語る時間を設けるなど、学生同士の相互理解と支援を深める取り組みを行っている。支援学生には、報酬ではなく支援活動の“奨励”として謝金を4段階（1,000円～20,000円）に分けて、支援学生本人の申請に基づいて支給している。

また、現在は支援学生のまとめ役として、ティーチング・アシスタント（アルバイト）を10名ほど配置している。

教職員への理解と協力も同様に行われており、新教員には授業方法も含めてのオリエンテーションが組まれている。

【学外での生活の支援】

障害学生が安心して大学生活を送るために、学外での生活の支援、特に下宿生にとって十分な支援体制は不可欠である。

日本福祉大の場合は、キャンパス内の支援は支援センターが関与しますが、学外においては、本人や家族の責任で行うことを基本とした上で、社会資源（ホームヘルパーやデイサービス等）の活用や学生ボランティアの確保に協力し、地域のサポート・ネットワークの形成に取り組んでいる。

特に支援費がらみで、ヘルパー資格をもつ学友が町社協の登録ヘルパーとして、障害学生の支援にあたるなどのケースもある。

【障害学生支援は、大学の存在・教育のあり方を問うもの】

大泉氏は、「福祉を学ぶ学生だから、障害学生支援から短期間の実習で学べないことを学んでほしい。支援学生が障害学生を一方的に支援するの

ではなく、ギブ・アンド・テイクの関係で、障害学生の自立を促進し、また支援学生が本当に必要な障害者支援の力量をつけていくことが生きた教育だと……」熱心に語られた。

今回の訪問で学んだことは、この大泉氏のこの言葉に込められた大学とは何か・教育とは何かを改めて考えたことであったように思う。

大学の、特に福祉系大学における障害学生支援は、単に障害のある学生が入学してきたから何か支援をしなくてはいけない。という考えではなく障害学生支援は、支援学生も教職員も一緒になって学び成長する重要な教育実践・福祉実践であるということ。

そして、それは障害学生支援をどう考えるかということが、その大学の姿勢そのものを反映しているということ。

改めて、今後の本学（長崎ウエスレヤン大）の姿勢が問われていると感じるとともに、今回快くインタビューに応じていただいた大泉教授や錦見さんにお礼申し上げる。

【参考資料】

日本福祉大学障害学生支援センター『キャンパスガイド2003年度—障害学生&サポート学生のために—』 2003.4

大泉溥『大学での障害学生支援のコーディネーター』「教育と医学」第51巻12号 慶應義塾大出版会 2003.12

第5章 障害学生支援（アメリカ編）

調査の方法

アメリカの大学における障害のある学生の受け入れについて調べるために、インターネットでアメリカの大学のホームページにアクセスして調査した。調査した大学は3校。障害をのある人の自立生活発祥として有名なカリフォルニア州立大学バークレー校。そして、カリフォルニア州立大学サンタバーバラ校、サービスの詳細が記載されているADAマニュアルを参考とした。最後に、マサチューセッツ州ボストンのノースイースタン大学、アメリカに留学した日本人学生が障害のある学生へのサービスの詳細をホームページ上で報告してあるものを参照した。

キーワード

ADA法、障害のある学生へのプログラムDisabled Students Program (DSP)

ADA法の後押し

筆者も障害のある一人としてアメリカの大学に留学した。アメリカ大学の障害者受け入れの寛容ぶりには驚かされた。テキサスの小さな街、学生数が800人ほどの私立大学は、車椅子を使う私のために寮のトイレとシャワーを改装してくれた。私が留学をした年が1993年。アメリカ障害者法 The Americans with Disabilities Act (以後、ADA法) が制定されて3年後のことであった。

1973年、連邦政府リハビリテーション法が制定された。1990年、ADA法を経て、社会での障害者の活躍の場が広がった。ADA法とは差別禁止および機会の平等の連邦法である。この法律により障害者の雇用・公共サービス・設備・テレコミュニケーションにおける差別が禁止された。そして、ADA法は教育機関も例外ではなく、大学は障害を理由に不当な差別することが禁止された。大学が提供するプログラム、サービス、活動は障害者が平等に使えることが義務付けられ、健常者と統合された環境下にアクセスする権利が与えられた。このADA法によりアメリカの大学の障害者へのサービスは飛躍した。

ADA法による障害の定義・大学がサービスを提供する障害者

ADA法による障害者の定義をここで確認しておこうと思う。ADA法では『障害者』ではなく『障害のある個人』(Individual with a Disability)と称されてあることを述べておく。『障害のある個人』(Individual with a Disability)の定義は、「身体または精神に障害のある人であり、その障害が日常生活を送るうえで大なり小なり妨げとなるもの。また、障害が書類上の記録として記されている人、周りから障害があると見なされている人」となっている。具体的な障害名を列記すると。(心臓病・エイズ・癌・糖尿病・聴覚障害・言語障害・視覚障害・脊椎損傷・頸椎損傷・脳性小児まひ・てんかん・筋ジストロフィー・筋硬化症・学習障害・知的障害・精神障害)など。このような障害のある人が大学の障害者サービスに申し込む時、自らの障害を、その道の専門家が証明した書類として提出することが要求される。

ADA法に応じて大学が障害のある人を支援するということは、本来、ADA法の定義に基づいた障害のある人を支援するというのが筋であろうが、大学の中によっては、ADA法の定義の範疇を越えた障害のある人を支援することもある。例

えば、ADAの定義には、骨折のように一時的な障害は障害の対象とみなされないが、骨折した学生にもサービスを提供している（カリフォルニア州立大学サンタバーバラ校）。もう一つ事例を挙げると、ドラッグを使用する人はADA法の対象外となるが、ドラッグをやめる意志があり、積極的に学生生活を送っている学生には、大学は寛容に援助の手を差し伸べている（カリフォルニア州立大学バークレー校）。

アメリカの大学がサービスの対象とする障害のある学生は、基本的にはADA法が定義付けた「障害のある学生」を判断材料としているが、実際には、大学の判断で柔軟に学習環境のサービスを提供する大学もある。

障害のある学生・大学の権利と責任

障害のある学生と大学の権利と責任について、カリフォルニア州立大学サンタバーバラ校のADAマニュアルから抜粋してみたい。障害のある学生、サービスを提供する大学、双方にとってフェアな内容であることがわかる。

障害のある学生が大学の障害者サービスを申込むにあたって、当然得られるべき権利と、それに伴ない果たすべき責任がある。権利については、学生として平等に教育を受ける権利があること。そして大学内で活動するためのアコモデーションを受ける権利がある。しかし、他の学生同様に大学で勉強するだけの資格や能力をもちあわせていることが求められる。また、サービスを受けるならば、障害とわかる必要書類を提出する責任があるが、その書類に記載されてある個人情報は守られる権利がある。

サービスを提供する大学側にも権利と責任がある。大学は障害のある学生に最も使いやすい環境を設定する責任があるが、非現実的な要求や、大学のシステムを根本から変えるような要求に従う必要はない。また、大学は高等教育機関として提供するプログラム等に関して一定基準以上の機能・知識・能力・スキルを保つ必要がある。そのためには、障害のある学生も他の学生同様に一定の基準でもって評価する権利がある。しかし、評価するときに、個人の障害ではなく、能力・学業をみて評価する責任がある。また、障害のある学生がサービスを要求するならば、障害とわかる書類提出を要求する権利がある。その情報は外部に出さないという責任が伴うことは前述したとおりである。

障害のある学生の権利と責任

権利

- 大学が提供する就職（障害をもつ人が大学に就職を申し込む場合）、プログラム、サービス、活動に平等に参加する権利がある。
- 平等に仕事や学ぶ機会が与えられ、合理的なアコモデーションを受ける権利がある。
- 障害に関する個人情報が守られる権利がある。
- 情報入手できる権利がある。

責任

- 仕事を遂行する。プログラムや活動を行える資格をもつ責任がある。
- アコモデーションを要求するならば、障害をもつ個人として自己認識する責任がある。
- 情報入手、サービスや待遇を受けるには、指示された手順に従う責任がある。

大学の権利と責任

権利

- 大学が提供するプログラム、サービス、活動、雇用に関しては、それを遂行するための機能、能力、スキル、知識が、ある程度の基準を満たすように構築する権利がある。その基準に基づいて教職員や学生を評価する権利がある。
- 障害のある学生がアコモデーションを要求する理由が証明されている、最近の書類を受ける権利がある。
- 障害のある学生が提出した書類が不適当である場合や、書類の内容が要求されたアコモデーションを裏付けていない場合は、要求を棄却する権利がある。
- 平等、効率的、無理のないアコモデーションを選択できる。
- 不可能なことに無理強いをするような不合理なアコモデーション、プログラムを根本から変えなければならないような要求には拒否する権利がある。

責任

- 大学は、要求がある場合、障害をもつ人にとって最も情報が入手しやすい形で発信する責任がある。
- 大学は、雇用、プログラム、サービス、活動において、障害をもつ人が最も使いやすい環境づくりをする責任がある。
- 大学は、障害のある教職員や学生を、彼らの障害ではなく能力で評価する責任がある。
- 大学は、障害のある学生にとって合理的なア

コモデーションを提供する責任と、守秘義務を守る責任がある。

障害のある学生へのアコモデーション

カリフォルニア州立大学バークレー校で行われている障害のある学生へのアコモデーションの一部を紹介してみたい。

障害のある学生へのプログラム Disabled Students Program (DSP)

障害のある学生へのプログラム（DSP）は、障害のある学生に学習環境、補助サービスなどの幅広いサービスを提供している。DSPのスペシャリスト（専属職員）が各学生の具体的ニーズを把握し、それに基づいてサービスを提供している。

サービスを受ける資格

障害のある学生がDSPのサービスを受けるためには、学生は自らの障害を開示し、DSP宛に最近の障害に関する書類を提出することが求められる。その書類は、医師・心理士・精神科医・学習障害の専門家などの診断書でなければならない。注意欠陥障害・学習障害・精神障害のある学生は、大学が提供するDSM-IV-Rに基づいた診断書に記入する。

サービス

補助サービス（TRIO：連邦政府からの予算で運営）を列記してみる。学生の障害に応じて、下記からどの補助サービスがふさわしいか決定する。

- コミュニケーションの補助
- 授業内容の書き取り（注：日本のノートテイクサービス、要約筆記とは内容が異なる）
- 音訳
- 演習の補助
- 読本
- 同時キャプション（字幕）
- 研究の援助（注：モノを取ったり、移動や実験の援助）
- 秘書業務（注：レポート作成の代筆や、勉強するときの補助など）
- 手話通訳
- 手話音訳
- テスト代筆

機器

テクノロジーは障害によるハンディーを相殺す

るのに大きな役割を果たす。DSPでは、こうしたテクノロジーを学生に利用できるようにしている。DSPのコンピュータ専門家は、障害によって生じる個人ニーズを満たすような、コンピュータのハードウェアとソフトウェアを設定する手助けをしている。

学習環境におけるアコモデーションの事例

それぞれの障害は千差万別であるために、障害のある学生を援助するためには、DSPスタッフは障害のニーズを把握した上で、どのような学習環境を提供することが学生の障害にふさわしいかを判断する。以下はよく提供される学習環境のアコモデーションの事例を列記する。

- 講義の録音
- 試験時間の延長
- 試験の際、静かで十分に照明された別室での試験
- 試験中、休息、薬物治療、食事、運動のため休憩時間をたびたび与える
- 自宅での試験
- 試験中、筆記者による回答の記録
- 点字か、拡大文字様式の試験用紙提供
- 試験中の計算器の使用
- 携帯型タイプライター、ワープロかコンピュータを試験中に使用
- レポートや試験用紙に誤字・脱字があってもマイナス評価しない
- 教員は代替手段による試験を認める。たとえば、筆記試験の代わりに口述試験、選択式設問の代わりに短く答えられる設問を提供（またはその逆）、あるいは選択式設問の代わりに小論文による試験

介助者紹介

DSPの介助者紹介アドバイザーは介助者をあらかじめ面談し、審査する。介助者は移動障害のある学生のパーソナルケアと家事生活の支援を行う。

代替技術と障害理解

DSPスタッフは障害のある学生の、学習上の長所と短所を理解する手助けをする。（ノートのとりかた、時間管理、暗記、テスト勉強などのこつ）などを学生に教える。また、学生が選択する科目、これから選ぶ職業、さまざまな社会環境のなかで、学生の障害が成果にどう影響するのか、

こうした内容の学生の相談にも応じている。

障害のある人のグループ紹介

DSPスタッフは学生に、スタッフや学生が運営する障害のある人の団体について、地域や州そして全国的な組織についての情報を提供する。学生がADA法と障害のある人のサービスを学び、自分から行動できるように促す。

貸付金・助成金・奨学金の情報を提供

障害のある学生が応募できる貸付金・助成金・奨学金の情報を提供する

レジデンスプログラム

レジデンスプログラムは、日常的に介護が必要な肢体不自由の学生を支援するものである。バークレーの大学寮の中にあり、対象となる部屋はすべて車いすでも完全に利用できるようになっている。一般の学生は、部屋を2・3名の相部屋になっているが、障害をもつプログラムの学生は、1人で個室を持つことが認められている。トレーニングを受けた介助者が24時間・年中無休で在住しており、障害のある学生は、介助人と雇用契約を結ぶ。介助人を雇う費用として、アラメイダ郡の家庭内サポートサービスの基金に申請書を出すことができる。このプログラムは1年間申込むことができ、引き続き必要ならば継続することもできる。

授業登録の優先

障害のある学生は、他の学生が登録する前に、授業登録の優先権が与えられている。

課題の解決

DSPスペシャリストは課題解決の方法と困難な問題の解決策を、学生と一緒に考え、取り組んでいる。

ワークショップ

障害のある学生を対象としたワークショップが行われる。内容は、障害についての理解、読解力・文章力・記憶力の向上・研究の方法・自己主張・学習補助のコンピュータアプリケーション・就職活動・大学院進学などのトピックについて一連の情報を知るワークショップが、DSPから提供される。

各種障害のある学生への対応

障害のある人といつても、その障害は個人によって千差万別である。当然、サービスの提供の仕方も個人によって変わってくる。下記に列記したものは、カリフォルニア大学サンタバーバラ校のADAマニュアルから抜粋したものと、アメリカに留学した日本人学生が、ノースイースタン大学の障害のある学生へのサポートの詳細をホームページ上で報告したものである。千差万別の障害のなかから代表的な障害を抜き出した。（視覚障害・聴覚障害・移動障害・難病・学習障害・注意欠陥障害・精神障害）こうした障害をもつ学生への対応を紹介する。

視覚障害のある学生への対応

ノースイースタン大学の対応

- 印刷物についての補助
- 点字、テープ教科書の補助
- 試験のときの、音読者、代筆者
- 図表、グラフ、イラスト、地図などを、浮きあがった線で描く
- 明かりが調整された特別教室、教室で最前列の席が提供
- 文字を反転して拡大する機器、音声辞書、拡大鏡、テキスト音声朗読機などのアイスティブ・テクノロジーを提供
- 盲導犬の、キャンパス、寮での利用
カリフォルニア大学サンタバーバラ校の対応
- 授業の中で使われるオーバーヘッド、プリント、黒板に書いた文字、などは音読して伝える。
- トイレ、研究室、教室までの道順と距離を明確に伝える。
- 録音機の使用を望む視覚障害のある学生には、その使用の許可を与える。録音機はDSPから貸出可。
- ノートテイカー（授業内容の要約ノート取り）や点字器機の使用を望む学生には、その使用の許可を与える。
- 授業の前に講義ノートを提供する。プリントを拡大コピーする。全盲の学生の場合、講義の中で使用される視覚的情報をDSPスタッフがわかりやすい方法で伝える。

聴覚障害のある学生への対応

ノースイースタン大学の対応

- 米国手話通訳者

● 字訳

- 口話通訳（手話を使わない学生向け）
- コンピューターを使って言葉を映し出す人 Computer Access Real Time (CART) reporters
- ノートテイカー（授業内容の要約ノート取り）
- 試験時間の延長
- 米国手話ができる家庭教師が居住するための手助け
- 教室の再配置の手助け、もし現在の教室環境が電気や何か他の原因で不適切であるなら
- 補聴機器を兼ね備えた教室
- 持ち運び可能な補聴機器
- 個人相談、ろう、難聴者コーディネーターからのアドバイス
- 盲ろう者のための通訳者
- 感覚、気づきの訓練
- すべての学生生活において利用可能にするための擁護
- ろう、難聴の学生に利益をもたらす新しい技術の研究継続

カリフォルニア大学サンタバーバラ校の対応

- 聴覚障害のある学生の注目を得る簡単な方法は、教室の照明を付けたり消したりすること。
- 学生に背を向けて話さないようにする。また話をするときに、手、ペン、ポインターなどで口が隠れないように気をつけること。
- 答えを言う前に、クラスの学生に何度も同じ質問させることで、クラスの全員がどんな質問が尋ねられているのか理解できる。
- コンピューター演習や実験をするときの説明は必然的に長くなってくる。その過程を説明して学生に実際にやってもらう場合、聴覚障害のある学生にとっては、教員を見ながら手順を記録することが困難である。そこで、事前に手順を記載したプリントを渡すようになるとよい。

移動障害のある学生への対応

ノースイースタン大学の対応

- バリアフリーな（利用可能な）教室へ変更する手助け
- バリアフリーな面接場へ変更する手助け
- キャンパス案内
- ノートテイカー（授業内容の要約ノート取り）

カリフォルニア大学サンタバーバラ校の対応

- 他の学生に教室の通路にバッグや本その他の

障害になるような物を置かないように注意する。

- 教室がバリアのある構造になっている場合は、アクセスしやすい教室に変更する。
- 移動障害のある学生の中にはノートテイカーや授業の録音を希望する者がいることを注意する。
- 専用の席をリザーブしておく、例えば出入り口の近くまたは最前列の席。

難病、進行性のある障害

ノースイースタン大学の対応

- テープで録音された授業
- ノートテイカー（授業内容の要約ノート取り）
- 宿題、課題の配達と、回収
- 車イスの使用
- 試験時間の延長
- 入院のため受けられなかつた試験の再配置
- 入院通院のため授業を欠席する許し

補足

難病の障害とは（エイズ・ぜんそく・心臓疾患・糖尿病・発作・鎌状赤血球貧血など）広範囲にわたる。難病、進行性の障害は、悪化し、予想がつかず、痛み、疲労、困難、呼吸、突然の意識喪失などを引き起こすため、こうした健康的な困難さは、予期しないスケジュール変更や学習環境の変化を必要とする。スタッフは、こうした予期せぬ変化への対処方法や、どの学習環境、サービスが今度必要となるかを相談し解決している。

学習障害（Learning Disable）・注意欠陥障害

（Attention Deficit Disorder）のある学生への対応

カリフォルニア大学サンタバーバラ校の対応

- 必要に応じて、DSPがノートテイカー、読本、試験監督代行を提供する。
- 教員の責任として、テストを受ける時の配慮をすること。別室を用意する。テストの延長時間を与える。口述試験を認めるなど。
- 学習障害のある学生が上記に示した項目以外の提案を要求してきた場合、その要求が適当であるかどうかの判断をDSPの学習障害の専門スタッフに相談すること。

ノースイースタン大学の学習障害のある学生への2つのレベルのサポート

ノースイースタン大学では、2つのレベルのサポートが行われている。レベル1の学習障害のサービスは無料で提供されている。学習環境を調整す

る相談員が、学習障害のある学生の、学業上のアドバイスや、時間管理、統括された技能、自己主張などの相談にのる。

レベル2の学習障害のサービスは、LDP（Learning Disabilities Program）、と呼ばれ、3カ月に1,400ドルの費用が支払われ、毎年限られた学生に提供されるものである。LDPは、レベル1のサービスを補うもので、学業能力を改善したり、自身の学習障害についてよりよい理解をしたり、もっと効果的な学習者になるために図案されている。LDPの学生は、毎週決まった時間に学習障害の専門家と個別に面談をする。学習内容とその目標について専門家と学生が相談して行っていく。

精神障害のある学生への対応

カリフォルニア大学サンタバーバラ校の対応

- 精神障害のある学生へのアコモデーションは複雑であるため、DSPに相談すること。
- 精神障害のある学生は、教員から受ける影響に強い不安を感じている。そこで教員は自分自身の精神障害に対する考え方や偏見を見直してみることも必要である。
- DSPを通して登録しているか、アコモデーションを受けるための必要書類を提出しているかどうか確認する。
- 大学生活を送るにあたってのストレスが、精神のバランスに確実に影響をきたすことを理解する。
- 病気固有の特徴で行動が周期的に変わること。薬の副作用による影響が行動に現れることを理解する。
- 現在の病気の状態によってアコモデーションも変わってくる。病気が活性化、または沈静化しているとき、ストレスを受けている時期など。現在摂取している薬、新しい薬に変更している時期によっても対応の仕方を変えていく必要もでてくる。
- 詳細な診断名や、また表向きにはみえない障害についての情報は、プライバシーとして扱われるために、教員には知らされない。
- 通常は精神障害として扱われていない障害も、精神病と同様な症状が伴う場合があるので注意が必要である。例えば、Multiple Sclerosis, Muscular Dystrophy, AIDS, Chronic Fatigue, Tourette's Syndrome, Head Injuryこうした障害は鬱、不安症、疲れなどの症状が

でてくる。こうした症状が授業にも影響が出てくるためにアコモデーションが必要となってくる。

- 精神に障害のある、ほとんどの学生は教室内では不適応な行動をとることがなく、実際に教員はこうした学生の病気を意識することもない。しかし、一般の学生のなかには目に余る行動や私語が多いこともある。こうした学生がいる場合はDSPに相談をもちかけるよう勧める。
- テスト期間中のアコモデーションの典型例
 - ・時間：レポート締切りの猶予期間を与える。テスト時間の延長。
 - ・場所：邪魔の入らない別室でのテストを認める。
 - ・コミュニケーション：特別に配慮したテスト様式、授業を録音する、ノートテイク。
 - ・理解：薬の副作用により、学生が落ち込んで見えたたり、魅力的に見えない場合もあるが、こうした症状をその学生の全てだとは思わないこと。

おわりに

アメリカの大学の各種障害のある学生への対応例をみれば、ハードの対応が基本としてあり、さらにソフト面のサービスで充実している。とくに、精神障害・学習障害・注意欠陥障害のある学生のサポートに関しては、そのほとんどがソフトだといってよい。これをみれば、ハードもさることながら、ソフト面のサポートが大切かわかる。構造的バリアフリーだけに終わらない障害者アコモデーションの必要性を認識した。

アメリカの大学における障害のある学生サービスで、もう一点その充実ぶりに貢献しているのが、専門スタッフによる支援体制であろう。カリフォルニア大学バークレー校のDSP専門スタッフをみてみると、（精神障害・学習障害・注意欠陥障害・A B I・視覚障害・移動障害・慢性病【難病、H I V、など】、難聴）など各種障害のスペシャリストが専門スタッフとして配属されている。その他のDSPスタッフも職務を細分化しており（アドミニストレーター・奨学金や財政補助の担当・学習環境サービスのコーディネーター・レジデンスプログラム担当・アシスティップ・テクノロジー・センター担当）などの担当者がいる。

カリフォルニア大学バークレー校（学生数33,000）のようにマンモス大学はこのように10数名のスタッ

フが分業してサービスを提供しているが、小さな規模の大学では職員が兼任しており、例えば、私が所属していた学生数3,400人ほどのアワーレディオブザレイク大学では大学専属の看護師が中心となって（アセスメントセンター・カウンセラー・警備員・キャリア支援・コンピューターセンター・図書館・寮）などの職員が連携して支援体制を築いている。

大学における障害のある学生受け入れの先進国、アメリカから学ぶことは多い。今後論議される課題は、アメリカと日本との社会・文化的背景の違いに配慮しながら、いかにアメリカの大学に匹敵するような障害のある学生サービスを構築するかということであろう。アメリカの場合、サービス充実ぶりの一因となったのは、前述したようにADA法であった。日本にも、全ての国民に教育権を保障する憲法第26条があるが、この法律が日本の大学の障害のある学生受け入れに充分貢献しているように思えない。とくに、日本の大学にとって予算がかかるアコモデーションには重い腰を上げる心持だと察する。しかし、ソフト面のサービスであれば工夫次第できほど金をかけずに始められるのではなかろうか。そして、上に述べたように、ソフト面の充実こそ障害のある学生にとっては必要なことなのだ。どうしても予算が必要というのであれば、連邦政府からの予算で運営しているバークレー校のように、大学を超えた機関との連携をすることで展開する道を開けるのではなかろうか。大学単独ではここまでサービスを展開するのは困難を極めるに違いない。

アメリカの大学で専門分野を学び、巣立つといった障害のある学生は、社会のありとあらゆる分野で活躍している。大学が障害のある人のチャンスを広げる大切な場となる。障害のある人が学びやすい大学づくりが必要であろう。近い将来、日本の大学のキャンパスにありとあらゆる障害者が行き来する日を夢見てやまない。

参考とした大学のホームページアドレス

カリフォルニア州立大学バークレー校

<http://dsp.berkeley.edu/Default.html>

カリフォルニア州立大学サンタバーバラ校

<http://www.ada.ucsb.edu/TableofContents.pdf>

ノースイースタン大学・マサチューセッツ州ボストン

<http://www.kijikiji.com/dsp/neu.htm>

アワーレディオブザレイク大学・テキサス州サンアントニオ

http://www.ollusa.edu/_services/caa/ada-fr/content.htm#vii

終章 今後の課題

本学における障害学生支援のあり方については、やっと議論が始まったという状況であるが、まったくゼロからの取り組みではない。

それは、すでに短大時代に中野氏を中心にバリアフリー委員会が組織され1997年2月に「障害を持つ学生に対する修学環境の整備と支援措置について」(答申)が出されている。

短大から4年制大学移行にあたり、この答申に述べられた幾つかの項目は実現することができる(例えば、学内のバリアフリー化の推進等)など、大きな成果をあげることができたと思える。

しかし、問題はせっかくの答申がその後継続して検討されることなく、お蔵入りしてしまったことである。

今回、障害学生支援について研究するにあたり、この答申の継続・発展的検討の必要性を強く感じ、中野氏に第1章に短大時代の取り組みについての執筆を担当していただいた、また答申の一部を資料として最後に添付した。

このことも踏まえながら、これからの中野氏における障害学生支援のあり方について考えてみたい。

まず、今回の調査研究を通して強く感じたのは、支援のノウハウの前に大学の姿勢・基本的スタンスの問題である(その点は、第3章の山城氏・第4章の村上の他大学調査報告の中にも触れている)。まさに、障害学生支援を大学としてどうとらえるかという問題は、本学の存在及び運営のあり方を問うものでありともいえる。

そのことは、林田理事長の言葉を借りれば「number-oneからonly-oneへ ここで学ぶ者には人生の使命感が与えられ、共に生きる喜びを分かち合う体験を与えられるのです」(本学ホームページより)と、この“共に生きる喜びを分かち合う体験”的実践の場の1つが、障害学生支援を通して本学で実現できると考える。

以下、この基本線にそって、今後の具体的な取組を提起してみたい。

【障害学生支援委員会の発足】

障害学生の入学が決まってから取り組むのではなく、日常的に障害学生支援に取り組む「障害学生支援委員会」を学生委員会の下に設置すべきである。

支援委員会の構成は、入学から卒業までの一貫した支援を考え、入試広報・キャリア支援室・学生課・学務課の職員に教員が加わって構成する。

当面の具体的な取組として、

①入口の課題：入試に関する大学案内書の記述・入学試験のあり方・オープンキャンパスの取り組み等々の検討。

②施設・設備の課題：学内のバリアフリー化の促進を図る。在学の障害学生及び学外の障害者団体の協力のもと学内設備の点検活動を年1回以上行い、結果を公表し改善をもとめる。

点検にあたっては、上記にも書いたように職員任せではなく障害のある人の視点からの点検を重視する。

③支援学生の養成と派遣

在学中の障害学生で支援の申請があった場合の支援学生派遣のコーディネート。

また、障害学生の支援にあたる学生の養成を意識して行う。

障害学生が在学していない場合でも、将来に向けた取り組みとして点字講座・手話講座・テキスト等の本の朗読テープづくり・大学関係書類の点字版づくり(例：食堂メニュー・学生課提出書類)等々、障害者介助技術講習等々の実施、学生向けの「障害学生支援ガイドブック」の作成。(必要に応じて毎年改訂)

これらをコミュニティーサービスの一講座として開設することも検討。

④教職員への支援

教職員向け「障害学生支援ガイドブック」の作成。(必要に応じて毎年改訂)

在学中の障害学生で支援の申請があった場合は、関係する教職員との連絡調整。

⑤地域生活支援

寮・下宿などにおける生活面での支援について保護者等と相談し、学外団体の協力も得るなどして支援・協力する。(日本福祉大の例を参照)地域生活支援としてコミュニティーサービスの一講座として開設することも検討。

⑥卒業後の進路保障・就職等の支援

キャリア支援室を窓口に障害者雇用の情報及び具体的な雇用支援に取り組む。等々

以上のことが当面の課題としてあげられる。

冒頭に述べたように、障害学生支援は大学の姿勢が問われる問題である。日本福祉の大泉氏はインタビューの中で次のように話していた。

「障害のある人が受験したり、入学してきたりす

ると、厄介だなあとか、困ったなあと思ってはいけない。彼らは他の学生以上に真剣に学ぶ。優秀な学生が入学してきたと喜ぶべきである。そして、彼らを支援していく中で支援する学生も教職員も共に変わっていく。」

本学の障害学生支援が、長崎県内において他の大学の模範になる取り組みを行うことができれば、それは障害学生のみでなく本学全体の誇りになると思えるし、そうなってほしいと願う。